

## 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第50回）議事録

1 日時 令和元年10月23日（水） 14:00～14:40

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、石戸 奈々子（※）、  
泉本 小夜子、熊谷 亮丸、知野 恵子、森川 博之（以上7名）

※石戸 奈々子委員はWeb会議システムにより出席

（2）総務省

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、竹村 晃一（電気通信事業部長）、

今川 拓郎（総務課長）、山碕 良志（事業政策課長）、

富岡 秀夫（事業政策課市場評価企画官）、

大内 康次（事業政策課調査官）、

西浦 智幸（事業政策課ブロードバンド整備推進室長）

大村 真一（料金サービス課長）、中村 朋浩（料金サービス課企画官）、

山路 栄作（データ通信課長）、福島 千枝（データ通信課企画官）、

中村 裕治（電気通信技術システム課長）、

佐伯 宜昭（電気通信技術システム課安全・信頼性対策室長）、

廣瀬 照隆（電気通信技術システム課番号企画室長）、

梅村 研（消費者行政第一課長）、中溝 和孝（消費者行政第二課長）

（3）事務局

後潟 浩一郎（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）報告事項

① 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

## 開 会

○山内部会長　ただいまから、第50回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。出席状況でございますけれども、委員が8名でございまして、8名中7名が出席ということでございますので、定足数を満たしております。なお、石戸委員におかれましては、WEBでの出席ということになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

## 報告事項

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証について

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

○山内部会長　本日の議題は報告事項1件でありまして、諮問第25号、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証についてでございます。電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会、これは私が主査を務めておりますけれども、私から報告させていただこうと思います。

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証につきましては、本年7月に電気通信事業政策部会において中間答申案のご了承をいただきました。また、本年8月の情報通信審議会総会において中間答申をいただいたものでございます。一方、特別委員会におきましては中間報告書の取りまとめが5月でございましたけれども、それ以降、2030年頃を見据えた電気通信事業政策の方向性の具体化に向けまして、新たに3つのワーキンググループを設置いたしまして、集中的に検討を行った次第でございます。これらワーキンググループの検討結果、あるいは引き続き検討が進められている包括的検証の関連研究会の状況等を盛り込みまして、先週、10月18日に特別委員会の最終報告書を取りまとめました。本日は、この最終報告書の内容をご報告したいと思います。

お手元に資料50-1-2というのがございます。大変大部でございますが、これが最終報告書本体となります。開いていただきまして、1ページ目、2ページ目のところ

に目次がございます。これをご覧いただきつつ、最終報告書の構成についてご説明申し上げます。まず第1部では、ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の具体的方向性といたしまして、第2章で基盤整備等の在り方、第3章にグローバル課題への対応の在り方、第4章に次世代競争ルールの在り方について、先ほど申し上げましたワーキンググループにおける検討結果を踏まえまして、政策の具体的な方向性と今後取り組むべき事項を提言するという形になっております。

提言の内容につきましては後ほど事務局から詳細をご説明いただきますが、具体的に申し上げますと、まずは電話サービスの提供の効率化を含むユニバーサルサービス制度の見直し、我が国の利用者に対して通信サービスを提供する国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適用、3つ目ですけれども、卸役務などの事業者間取引における公正競争の確保を含む新たな競争ルールの検討ということを含めまして、多岐にわたって提言を行っているところでございます。これが第1部。あわせまして第2部は、ネットワークビジョンを巡る個別の政策課題といたしまして、中間報告以降の包括的検証の関連研究会における検討状況と、それから今後の検討の方向性について整理を行ったという内容になっております。

最終報告書の概要は資料50-1-1にまとめられております。これに基づきまして、内容の詳細は事務局から説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山碕事業政策課長 事務局でございます。資料50-1-1に基づきまして、最終報告書の概要をご報告いたします。

1ページをお開きください。まず、包括的検証の検討体制についてでございます。ご案内のとおり、この電気通信事業政策部会のもとに特別委員会を設けまして、また関連する各研究会とも連携して、昨年10月よりご審議いただきました。5月の特別委員会中間報告書取りまとめを受けまして、山内主査からご紹介のあった3つのワーキンググループとして、基盤整備等の在り方検討ワーキンググループ、グローバル課題検討ワーキンググループ、次世代競争ルール検討ワーキンググループを立ち上げ、集中的な検討を進めていただいたところです。

2ページをお開きください。8月の中間答申の内容の振り返りといたしまして、そのポイントをまとめております。左側、レイヤー別になっておりますが、そのレイヤーごとに中ほど2030年に向けた環境変化、右側、それに対応する取り組むべき主な方向

性についてご提言をいただいたところです。

中間報告以降の各ワーキンググループに関係する主なご提言をご紹介しますと、いずれもその右側に赤字で「検討を深化」と書いてあるところがございます。まず一番上、海外事業者の影響力の拡大に対応し、我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対し、電気通信事業法の一部適用を検討すべきとのご提言を受け、グローバルワーキンググループで検討しました。2番目、上から3段目でございますが、仮想化技術等による柔軟なネットワーク管理が実現することを見据えたルールの在り方について、同じくグローバルワーキンググループで検討いただきました。その下4段目、5GやIoTの普及に伴う市場構造の変化に対応した競争ルールの在り方について、次世代競争ルールワーキンググループで検討いただきました。その下5段目でございますが、人口減少等の社会構造の変化や電話以外の多様なサービスが国民生活にとって不可欠なものとなりつつあることを踏まえたユニバーサルサービス制度の見直しについて、基盤整備等の在り方ワーキンググループで検討をいただいたところです。

3ページをご覧ください。包括的検証の検討スケジュールの全体像でございます。今ご紹介いたしました3つのワーキンググループを6月以降立ち上げまして、集中的に検討を進めていただきました。その取りまとめ結果、またこのスライドの下にございます各研究会における検討状況を踏まえまして、主査からご紹介のあったとおり、10月18日の特別委員会において最終報告書として取りまとめいただいたところです。本日この部会でご審議、ご了承いただけましたら、明日24日より最終答申案として意見募集を実施し、その後年内を目途にこの部会、また総会にお諮りして最終答申をいただく予定と考えてございます。

4ページをご覧ください。これ以降、3つのワーキンググループで審議いただいた取りまとめ結果をそれぞれ1ページでまとめてございます。まず基盤整備等の在り方ワーキンググループでございます。上の四角囲みのところに現状と課題をまとめております。現在のユニバーサルサービス制度は、国民生活に不可欠なサービスである固定加入電話等を対象にあまねく全国における提供を確保しております。当面、この固定加入電話は引き続き不可欠なサービスとしての役割を担うことが想定されますが、急速に進行する人口減少や過疎化等の社会構造の変化に対応し、その提供手段の効率化が課題となっております。またSociety 5.0時代を見据えますと、ブロードバンドが一層重要な役割を担うことが想定されるなど、新たな公共インフラとしての通信サービスの整

備・維持の在り方が課題となっているところでございます。

こうした課題に対しまして2点、①電話サービスの持続可能性の確保、②新たなサービスの利用可能性の確保について具体的な対応を提言いただきました。まず電話サービスの持続可能性の確保について、現状、NTT東西は、NTT法に基づきまして、電話の提供に当たって全ての設備をみずから設置することが義務づけられておりますが、山間、離島などの辺地におきましては、電話の提供に用いられるメタル回線の維持が極めて不経済となり、将来的に電話の「全国あまねく提供」に支障が生じるおそれが考えられます。このため、NTT東西に対し、メタル回線の維持が極めて不経済となる場合、携帯電話網を含む他者設備を利用して電話を提供することを例外的に認めるための制度整備を迅速に進めることが適当とされたところです。その方向性といたしまして、まず他社設備の利用を認める範囲について、災害復旧の一時的な利用にも留意しつつ、総務省で基準を明確化した上で認可制を導入すべしと、また、安定的なサービス提供のための体制、品質、設備調達における公正環境の確保などを行うことが適当であるとされたところでございます。

次に、新たなサービスの利用可能性の確保についてです。当面の対応としましては、地方におけるブロードバンド基盤の維持・更新等が自治体等の大きな財政的負担となっていることを踏まえ、ブロードバンド基盤の担い手について、「公」から「民」へと移行を促すことを視野に入れつつ、予算措置等による支援を検討することが適当とされたところです。一方で、中長期的には、国民生活に不可欠なサービスが多様化するとともに、今後の社会構造の変化を踏まえ、持続的な提供を確保するための制度的対応が求められるところです。最終報告書では、これに関して2つの方向性が提示されたところです。1つは、現行制度の考え方を維持し、ユニバーサルサービスの対象にブロードバンドサービスを追加した上でそれに伴う制度の見直しを行うものでございます。もう一つは、②とありますが、サービスが今後一層多様化することを見据え、サービス自体ではなく、その提供を支える基盤である不可欠なアクセス網を新たに法的に位置づけるユニバーサルアクセスの考え方を導入するものでございます。これら2つの方向性については、いずれが適当であるかも含め、今後さらに専門的・集中的な検討を進めていくことが適当であるとされたところでございます。

5ページをお開きください。次に、グローバル課題ワーキンググループでございます。上の四角囲みのところです。現状、電気通信市場のグローバル化に伴い、我が国におい

でもプラットフォームサービスが急速に普及しておりますが、こうしたサービスを提供する国外事業者に対しては電気通信事業法の規律が及んでおらず、我が国の利用者利益などの確保が課題となっております。また、ネットワークの仮想化などの革新的な技術が登場しつつある中で、安全・信頼性の確保など制度上の課題が生じることが想定されます。またその一方で、こうした技術の活用を含め、情報通信産業の国際競争力を強化していく観点から、我が国初のイノベーション創出に向けた環境整備などが求められているところです。

こうした課題に対して①から③の具体的な対応について提言をいただきました。まず①、電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保につきましては、国内外の事業者間の公正競争や国内利用者の利益などを確保するため、国内利用者にサービスを提供する国外事業者に対して、電気通信事業法の規律を適用するための制度整備を迅速に進めることが適当とされたところです。また、国外事業者に対する規律の適用に当たっては、実効性や国際的調和を確保する観点から、外国政府機関などとの対話を進めることが適当とされております。

次に②、ネットワーク仮想化等の技術革新への対応につきましては、当面の対応としてネットワークの運用におけるソフトウェアの役割が増大していることに対応して、現行の安全・信頼性に関する制度の適切な見直しを進めることが適当とされたところです。また、中長期的には、ソフトウェアやクラウドを通じてプラットフォーム事業者などの新たな主体がネットワークの管理・運用を担うことが可能となることを見据え、ネットワークの安全・信頼性や利用者利益を適切に確保していくためのルールの在り方について、引き続き検討していくことが適当とされました。

③、我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備につきましては、当面の対応として2点挙げられております。まずNTTグループにおける共同調達につきましては、現在はNTT東西とNTTドコモの間の共同調達などが原則禁止されているという制限がございますが、これに関しまして、公正競争を阻害しないための措置を講じた上で、例外的に制限を緩和し、調達コストの低減効果を投資に回すことによって、研究開発の促進、あるいは利用者利益への還元を図ることが提言されたところです。また、当面の対応の2点目といたしまして、事業者間連携によるイノベーションの創出を促すため、ローカル5Gの普及促進に向けた制度整備を進めるとともに、現行の禁止行為規制などの適切な運用を検討することが適当であるとされたところです。中長期的には、B e y

o n d 5 Gやフォトニクスネットワークといった革新的技術の実現に向け、研究開発支援の在り方などを検討することが適当とされたところでございます。

6 ページをご覧ください。3 つ目、次世代競争ルールワーキンググループでございます。上の四角囲み、現状でございます。現行の競争ルールは事業展開上、不可欠性や優位性を有する設備を他の事業者が利用するに当たり、接続を中心としてルールの充実強化を図ってきているところでございます。一方で、柔軟な設備利用が可能な卸役務の利用が近年拡大し、卸先事業者から料金などの提供条件の適正性に関する課題が指摘されていることを踏まえまして、提供条件の適正性と卸役務による柔軟な設備利用のバランスを確保することが求められているところです。また、今後5 GやI o Tの普及に伴い、事業間連携が多様化し、卸役務の利用が一層拡大することが想定されます。さらに移動・固定市場の融合が進むなど、市場やネットワークの構造が大きく変化した場合、現行の競争ルールでは対応が困難となる可能性も考えられるところでございます。

こうした課題に対し具体的な対応として、当面、中長期のそれぞれについて提言をいただきました。まず当面の対応として、指定電気通信設備を用いて提供される卸役務について、提供条件などの実態把握を強化するとともに、※2にございますけれども、接続では実質的に代替困難である可能性があるものについて、N T T東西による光回線の卸サービス、あるいはMNOによるMVNOへの音声卸サービスなどを念頭に、料金水準の適正性が確保されているかどうかなど、検証を行う仕組みを導入することが提言されてございます。この仕組みにつきましては、まずは現行法に基づく省令、ガイドラインなどによる措置を想定しておりますが、その後の動向を注視した上で、必要に応じ、電気通信事業法の改正を含めたさらなる対応を検討することが適当であるとされたところです。

次に中長期的対応でございますが、5 Gサービスの本格開始に伴い、基地局整備において光回線の重要性が一層増すなど、固定・移動通信が融合したネットワーク構造が出現することが想定されます。また、先ほどのネットワーク仮想化の議論でもありましたとおり、プラットフォーム事業者などの新たな主体がネットワーク市場に対して強い影響力を有するようになる可能性が考えられるところです。これらを踏まえまして、市場環境の変化を適時適切に把握した上で、現行の設備に着目した競争ルールを見直し、例えば5 G時代において事業展開上重要となる設備の考え方やサービス／機能にも着目した新たな市場支配力等の考え方の導入を見据え、引き続き検討することが必要とされた

ところでございます。

最後7ページをご覧ください。個別の政策課題といたしまして、関連する各研究会の検討状況と今後の方向性をまとめてございます。1点目、10月1日に施行されました通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止などを内容とする改正電気通信事業法のフォローアップとして、改正法施行前後のモバイル市場の状況を確認していくことが適当であるとされたところです。

2点目、モバイル市場の競争環境の確保として、5G時代におけるMNOとMVNOの競争環境の一層の整備に向け、MVNOによる5Gの円滑な提供開始、eSIMの普及促進、モバイルネットワークの仮想化への対応、SIMロック解除のルールの見直しなどの検討を進めていくことが適当とされております。

3点目、消費者保護について、今後のIoTサービスの進展を見据えたルールの在り方について、その検討方法の方向性について取りまとめることが適当とされております。

4点目、ネットワーク中立性の確保に向けまして、帯域制御ガイドラインの本年中の見直し、ゼロレーティングに関する指針の策定に向けた検討を行い、来年以降、これらの遵守状況のモニタリングを行うことが適当とされております。また、トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備として、総務省において、所要の予算要求、税制要望等を行っているところでございます。

最後5点目、プラットフォームサービスに関する課題への対応といたしまして、利用者情報の適切な取り扱いの確保、フェイクニュースや偽情報に係る政策対応上の主要課題等の検討を進め、施策の方向性を整理するとともに、トラストサービスについて具体的な制度の在り方を検討することが適当とされたところでございます。

以上、最終報告書の内容についてご報告いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

○山内部会長 説明は以上でございますけれども、この内容につきましてご意見、ご質問があればご発言を願いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

どうぞ、泉本委員。

○泉本委員 「当面」と「中長期」のところはもう少し明確に言っていただきたいと思っております。2030年を見据えてということですが、たかが10年しかありませんので、「中長期」といったときは一体いつのことを言っているのかと思いました。もしどこかに記載がありましたら失礼になりますが、質問させていただきました。

○山内部会長 事務局、いかがでしょうか。

○山碕事業政策課長 「当面の対応」と書かせていただきましたのは、この最終答申をいただきましたら直ちに制度化に向けて作業を進めるという日程で考えております。

「中長期的対応」のものは幾つか幅がありますけれども、さらに最終答申後に専門的な検討を進めた上で、ただしこの答申自体が2030年に向けた取り組みでございますので、そこまでかかるものはあまり多くありませんが、そうした時限のタイムスケジュールを見据えて、中長期的なものもできるだけ早く実現に向けて取り組んでいきたいということでございます。直ちにと、その次にというぐらゐの感覚で事務局としては思っております。

○泉本委員 ありがとうございます。

○山内部会長 その辺は本文でわかるような形になっているということですか。

○山碕事業政策課長 具体的なものはこれからどのくらいかかるかということもございますので、今申し上げたような意識で取り組んでまいりたいと思っております。

○泉本委員 世間の用語では「当面」はずっとやらないというように捉えるところもありますので、少し補足されたほうがよろしいかと思うのですが、もし本文になればお願いしたいところでございます。

○山内部会長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、熊谷委員。

○熊谷委員 どうもありがとうございました。8月の中間答申で提言された政策の方向性について、非常に短い期間のうちに当面の対応と中長期の対応という形でここまで具体化していただいたことに関して、まずは感謝を申し上げます。

報告書の内容について全く異議はございませんけれども、一言コメントさせていただくと、資料50-1-1、例えば5ページのところに、迅速な制度整備が必要なものとして、国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適用が提言されております。この点は個人的に非常に危機感を持っておりまして、私の専門部分野である金融においても、電気通信分野と同様にグローバル化の進展が非常に著しい。また制度的対応が図られているということでございますので、今回の提言は非常に意義深いものであると考えます。

域外適用の議論でございますけれども、日本の利用者の利益を確保するという観点だけではなく、今後、上位のレイヤーにおける競争が一層活発化するといったことを見据えますと、国内事業者と同様の規律を国外事業者にも適用することによって、国内外の事業者間の公正な競争環境を確保していくという観点が非常に重要であると考えます。

また一見しますと、今回の提言はグローバル化の波から日本を守るように受けとめる向きがあるかもしれませんが、報告書でも述べられているとおり、制度整備とあわせて外国政府等とも継続的な対話を通じて、規律の国際的調和を図っていくことが、日本の事業者によるグローバル展開の後押しになることも注目すべきであると考えます。

以上を総括すると、2030年に向けてデジタル経済とかグローバル化がより一層進展することを見据えますと、国際的な潮流における日本の立ち位置をしっかりと認識した上で、グローバルな観点から調和を図りつつ、制度改革や予算支援などさまざまな政策ツールを用いて、日本の競争力の強化を図っていくことが重要ではないかと考えております。私からは以上でございます。

○山内部会長　ありがとうございます。コメントということでお聞きしたいと思えます。ほかにいかがでしょうか。

森川委員、どうぞ。

○森川委員　ありがとうございます。感想というかコメントになります。

これだけ非常に幅広く取りまとめたことにはすばらしいと思っています。皆様方ご承知のとおり、デジタルはかなりいろいろと変わってきております。そうすると、この電気通信事業分野もいろいろなところでもやや感が非常に出てまいりまして、今回こういった形で一度棚卸しをしたということはものすごく重要な意味があると思っています。今回、「当面」と「中長期」と2つに分けられていますが、「中長期」のものも定期的にといいますか、しっかりとまたもう一度その時点で考えていただくように、総務省もぜひそういうアジャイル的な対応をどんどんしていただけるといいと思った次第でございます。以上です。

○山内部会長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

知野委員、どうぞ。

○知野委員　非常に膨大なご説明をどうもありがとうございます。ここで消費者保護ルールとか安定的な利用ということは触れられているんですけども、普通の人の感覚ですと、この間の台風で通信が途絶してしまったとか、携帯電話の基地局の電源が落ちてしまったとかなどが起き、不安になりました。総務省も予備電源の長時間化の検討などを始められましたけれども、その辺の問題にはどのように対応していくのかということも、つまり災害対応ということがもっとあってもいいと思いました。

それともう1点、これは質問ですが、フェイクニュースや偽情報に係る政策対応上の

主要課題の検討を進めたとありますけれども、本文の報告書を見ても、いろいろな外国の状況とかヒアリングをされたことは書かれてあるのですが、これは非常に難しいと思うので、具体的にどのような方向の政策になるのかというあたりをご説明いただけたらと思います。以上です。

○山内部会長 事務局、お願いいたします。

○中溝消費者行政第二課長 プラットフォームサービス研究会事務局をやっております消費者行政第二課でございます。

現在、プラットフォームサービス研究会の中で検討をまさに継続しているところでございます。今回、最終報告書案に記述させていただいているのは、現時点までの検討状況ということで、さまざまな海外の取り組み状況を俯瞰して、あるいはいろいろな事業者とか取り組みをやっているNGO、あるいは学者といった方々にヒアリングした内容といったことを踏まえて、今ここに整理したというような状況でございます。プラットフォームサービス研究会では、今後とも引き続き検討を継続しているところでございますけれども、プラットフォームサービス研究会の中間報告書は既に4月に出しております。そのところで基本的な方向性は既に示されておりまして、1つはリテラシーの向上、もう一つは自浄メカニズム、例えばファクトチェック機関とか、プラットフォーム事業者等における取り組み、あるいはそういった機関同士の連携等による自浄的なメカニズムをいかに有効に機能させるかといった観点から、さらにその検討を深めていくというような報告をいただいております、まさにそういう観点から議論を継続してきているところでございます。以上です。

○山内部会長 よろしいですか。

○知野委員 災害はいかがですか。

○山内部会長 災害の件についていかがですか。

○山崎事業政策課長 災害に関しましては、概要の資料でも少し言及させていただきましたが、4ページのユニバーサルサービス制度のところ、今回、当面の対応として、電話サービスの持続可能性の確保について、災害復旧の一時的な利用にも留意した上で、他者設備の利用を例外的に認める制度を整備しましょうというようなことで、具体的には盛り込んだところでございます。そのほかの部分についても、今後、いただいた提言をもとに、実際の政策づくりの中で今回の災害の教訓とか振り返りを十分に踏まえた上で、対応していきたいと考えてございます。以上です。

○山内部会長 知野委員、よろしいですか。

○知野委員 はい。

○山内部会長 ありがとうございます。石戸委員、何かご発言はございますか。

○石戸委員 石戸です。

私も感想になってしまうのですが、5ページ目のグローバルサービスについて、世代による違いのほうが大事ではないかと感じています。地方性で議論されていますが、若者と高齢者の利用差が激しいということが今の一番の課題で、その世代性をユニバーサルとしてどういうふうにデザインしていくのかということが大事ではないかと思いました。そういう論点が入ってきてもいいのではないかと思います。

すごい暴言かもしれませんが、シニアに携帯を配布して携帯普及率を100%にして、それをユニバーサルサービスにすればいいじゃないかと思いついて見ましたが、現状の固定電話で不経済な状況が発生しているということは国民がどこかしら負担しているという状況だと思いますので、先ほど泉本委員がおっしゃったように、ブロードバンドとユニバーサルアクセスになるのかわからないですが、いつまでにどう切りかえるのかという展望をきちんと示してもらいたいと思います。その際、ユーザーからすると、電話でもネットでも低廉で便利であればどちらでも構わないと思いますので、固定電話の維持コスト、携帯電話の普及コスト、ブロードバンドの整備コストそれぞれと、おのおのの便益を比較してもらえるといいと思います。

6ページ目ですが、国際競争力を考えるならば、調達力は大事なファクターですし、それに縛られているのでは国際競争力を発揮できないと思うので、同意です。NTT再編のころはNTTが最強で、他社、ほかの企業とのイコールフィッティングが大命題だったと思います。ただ、現状はもう大分状況が変わっていて、GAF AとかBATがグローバル市場を席卷しているというのがこの20年での大きな変化だと思いますが、そう考えると日本企業はどう縛るかというよりも、世界企業に対して日本の競争環境をどう用意するかといった論点に移していかないといけないのではないかと思います。

全体的な感想としては、技術進展のスピードが速く、社会構造が大きく変化する中で、世の中的、非連続的な破壊的イノベーションが求められていると思いますし、今回の諮問事項もそのための制度設計だと思います。制度設計というのは、連続的な変更で大変だという印象を持ちました。利用者目線で考えてみると、NTT東西とかドコモを縛る意味は何だっけとか、特殊法人の意味って何だっけと正直感じるころもあり、いま

一度理想形を描いて逆算するみたいなことはできないだろうかと思いつつ資料を拝見しました。以上です。

○山内部長 ありがとうございます。ご発言の内容はコメントということで解釈させていただきます。もし事務局が何かあればあれですけども、よろしいですか。

ありがとうございます。ほかにご発言ございますか。

相田委員、どうぞ。

○相田部長代理 私自身は特別委員会でもいろいろ発言させていただきましたけれども、その繰り返しになりますが、今の石戸委員のあれもでございますように、他のいろいろな検討を行うに当たってもこれからユニバーサルサービス、あるいはユニバーサルアクセスをどうしていくかというのは大きな問題と考えておりますので、私自身はこのユニバーサルサービス制度、この基盤整備のワーキンググループ等々には参加しておりませんが、大変注視してまいりたいと思っております。

○山内部長 どうぞ、泉本委員。

○泉本委員 今とほとんど同じところですが、例えば災害復旧の一時的利用とか、他者設備を利用と言いますが、他者というのが、図の下のところだとブロードバンド基盤の担い手を「公」から「民」へ移行を促したり、予算措置とあるのですが、「民」が例えばこの地域、災害で復旧するのをやめたと言ってしまったときの手当てはどうされるのでしょうか。今までは何が何でもNTT東西に対しては、どれだけコストがかかっても復旧しなさいという法律があったわけですが、このところを制度的に他者を利用することを認めるとすると、他者がやらなくなってしまったときにどうするのかというところが、そこにも法律で「あなたがやらなくてはならない」という規制をかけたとしたら、手を挙げる「民」がいるのだろうか、というのが素朴な疑問です。よろしく願います。

○山内部長 事務局、いかがですか。

○山崎事業政策課長 今回、例外的に他者設備の利用を認めるに当たっては、今ご指摘があったとおり、他者が提供している設備が何らかの理由によって提供されなくなったというようなことも、場合によっては想定されます。この資料では、①の当面の対応の四角2つ目の2ポツ目に、「安定的なサービス提供のための体制」という言葉でくくっておりますけれども、何らかの設備を提供していた他者による提供がとまってしまった場

合にはもとに戻ってNTT東西が、短い期間でということにはなりますが、自社で設備を提供し直すような体制をとっておいてくださいということをこの制度見直しの前提として考えているところでございます。

○泉本委員 ありがとうございます。

○山内部会長 ほかにご発言ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、時間の都合もございますので、意見交換はこの辺で終了させていただこうと思います。本日は委員の皆様からいろいろご意見をいただいたということでございますけれども、基本的には報告書に大きな修正を要するというご意見はなかったと解釈いたします。

つきましては本報告書を当部会の最終答申案といたしまして、ご了承いただいて、意見招請の手続を行うこととしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長 ありがとうございます。それでは、具体的な手続は事務局にお願いしたいと思います。

## 閉 会

○山内部会長 以上で本日の議題は全て終了となります。

委員の皆様から何かご発言があれば承りますが、よろしいですか。

事務局から何かありますか。

○後潟管理室長 ございません。

○山内部会長 それでは、本日の会議を終了といたします。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を差し上げたいと思います。

それでは、以上で閉会といたします。ご協力ありがとうございました。